

札幌学院大学における「独占禁止法教室」の開催について

令和6年12月4日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 令和6年12月11日（水）
4 講時 14：40～16：10
- 2 場 所 札幌学院大学 B館202教室
江別市文京台11番地
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局 北海道事務所職員
- 4 対象者 法学部法律学科 2学生
- 5 内 容 公正取引委員会及び独占禁止法等の概要について

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。
御希望の場合には、令和6年12月9日（月）正午までに、次の問い合わせ先へ御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局北海道事務所 総務課 電話 011-231-6300（代表）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

授業内容（例）

※授業内容は、学校の御要望をお伺いした上で決定します。

大学向けの独占禁止法教室は、通常の講座（例：「独占禁止法」、「経済法」、「産業組織論」、「産業経済学」など）や外部講師による特別講座などの一コマへ、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。

競争法の目的や学生の将来の進路と学生が将来の進路において直面する独占禁止法上の関係について講義し、学生からの質問にお答えします。



※ 授業構成は、学校の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校の御都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討いたします。

※ 講師謝金は必要ありません。

北海道地区における開催校（令和5年度）

北海商科大学、小樽商科大学（2回）、北海学園大学（2回）、札幌学院大学、北星学園大学

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

年 度	中学校	高等学校	大 学
R3年度	34回	23回	116回
R4年度	51回	29回	140回
R5年度	54回	36回	143回

【問い合わせ先】

公正取引委員会北海道事務所

総務課 担当：安田、小峯

TEL 011-231-6300